

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 2 月 4 日提出

案件担当等 案部課等	保健福祉部子ども課
案件名称	三浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の基本方針について
部門経営で 部会議 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市特定乳児等通園支援事業運営に関する基準を定める条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新たに設けられ、令和 8 年 4 月 1 日より本格実施となる。</p> <p>2 乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない満 3 歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、保育所等を利用することができる制度である。</p> <p>3 事業実施にあたり、市町村は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項に基づく「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「事業者運営基準」という。）」に従い、又は事業者運営基準を参酌し、条例で基準を定めることとされている。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>本市においても、乳児等通園支援事業を適切に実施するため、別紙基本方針を決定し、三浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>施策大綱 1 「ひと」がつながり、健やかな未来を育む都市目標（2）子育て・教育</p> <p>施策 2 安心して子育てできる環境の整備</p>	
<p>備考</p> <p>説明員 中村子ども課長、中舘子ども支援グループリーダー</p>	